

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	建築住宅課 公営住宅室	整理番号	1-101
許認可等の種類	入居者の選考等			
根拠法令条例等・条項	公営住宅法第25条第1項			
許認可等の概要	県営住宅の入居者の選考・決定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>【県営住宅等に関する条例】 (入居者の選考及び許可) 第6条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、当該入居申込者の数が入居させる県営住宅の戸数を超えないときはその者のうちから、入居させる県営住宅の戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定する者のうちから、次条に定める基準に従い、選考し、入居を許可するものとする。ただし、災害、不良住宅の撤去、政令第5条各号に掲げるものその他の特別の事由により公開抽選により難しい実情にある者については、公開抽選の方法によらないで、選考し、入居を許可することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公開抽選の場合においては、前項の規定により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することができる。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による公開抽選の方法により選定する者が、同項の選考に合格しないとき、又は入居を許可されても、第9条第3項の規定により入居の許可を取り消されたときは、前項の規定により付された順位に従い、補欠入居選考予定者を第1項の規定による選考の対象とするものとする。</p> <p>(選考の基準) 第7条 前条第1項の規定による選考は、政令第7条の規定により行なうものとする。</p> <p>【公営住宅法施行令】 (入居者の選考基準) 第7条 法第二十五条第一項の規定による入居者の選考は、条例で定めるところにより、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の一に該当する者のうちから行うものとする。</p> <p>一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>三 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>四 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>五 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>六 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者</p>			
基準の制定根拠	県営住宅等に関する条例			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	入居申し込み受け付け期間約10日間 申込期間終了から抽選会まで約10日間 入居者説明会から敷金の納付確認まで約10日間			